

愛情もそいで、公園くん

協働
シリーズ
Vol.4

協働のまちづくりガイドライン

～任意活動団体とNPO法人～

ラムがあつたの知つてる？
ちづくりで全国的に有名
な愛媛県双海町の若松進一先
生が落語でまちづくりの講演
やつたやつでしょ。

市では、市民団体や企業の

皆さんにボランティア活動と
して公園管理を行つていただ
く「里親制度を活かしたまち
づくりモデル事業」を導入し

ています。現在、5団体・約
300人が参加しています。
募集施設：市内の公園（一部
でも可）

応募資格：団体（2名以上）ま
たは企業が対象です。

募集期間：随時

活動内容（実施例）

○園内の空き缶・ごみなどの
回収・分別作業
○園内の除草作業
○園内施設の美化作業
○園内施設に関する情報提供
○その他、必要と認められる
活動

里親制度に参加すると…
○表示板などの設置で、社会
的貢献をアピールできます。
○表示板の存在がポイ捨てな
どの抑止力として働き、公
園利用のモラルが向上しま
す。

問合せは
都市計画課

☎(69)21-380まで

○地域への帰属意識や愛着心
が向上します。

○新たにコミュニティ形成の
可能性が拡大します。

○公共施設の管理費が抑止で
き、この財源を新たな施設
整備や補修費に補てんでき
ます。

○地域への帰属意識や愛着心
が向上します。

あつ！カブ二くん、カブ
二くん！

う。そ
うだし、事務所なんかを借
りようとしてもそうだし、な
んてことをやってると団体の
責任と代表者個人の責任があ
いまいになつたりするつてい
う問題点はあるね。法人化す
れば、そこは解決するんだけ
ど、経理や事業報告などの事
務量がすごく増えるから、大
変なんだ。

地域にも出て説明会もし
てるらしいしね。

どうしたの協くん。
先月の続きだけど、任意
活動団体つてのも「非営
利」なんだよね。

えへへ。ちょっとね。
○原則として活動は軽作業と
します。
○施設に関する情報提供に関
して責任を負うものではあ
りません。

あれ？ そういえばまちこ
うだいね。
地域で説明会を希望され
るところがありましたら
協働のまちづくり課にご連絡
くださいね。

調べてきたみたいだね。

非営利つていうことだつ
たら任意活動団体も法人
格を持たないだけで、NPO
法人と同じような活動をして
るんだ。

あら、そのまま任意活
動団体のままではだめな
の？
じゃあ、そのまま任意活
動団体のままではだめな
の？

ばいいね。

そのとおりだね。どちら
の団体にしても、こうし
た市民活動が活発になること
で、災害など緊急を要すると
きや、先進的な試み、小さい
けれど、見逃せない社会問題
などに対応していく世の中
になつていくんだ。

ずつといるんですけどー。
ふたりで話し込んでるか
ら、くちばしを挟むのが悪い
気がして……。

地域で説明会を希望され
るところがありましたら
協働のまちづくり課にご連絡
くださいね。

あれ？ そういえばまちこ
うだいね。
地域で説明会を希望され
るところがありましたら
協働のまちづくり課にご連絡
くださいね。

いつつも挟んでるじゃん。
ツルだからね……。

もちろんいいんだけど、
活動が大きくなつてくる
と、例えば団体のホームページ
を作るとかよくあるよね。
そのときインターネットにつ
なぐための契約は団体の代表
者の名前じやないとできない。
他にも銀行の通帳作るときも

なかなかいいこと言うね。
市民会館でまちづくりフォー
ム。

あつ、そうそう。先月、
協働のまちづくり課
☎(69)21-23まで



▲ガイドライン説明風景